

令和8年度

園のしおり

〈重要事項説明書〉
(乳児等通園支援事業用)



目次

1. 事業の目的及び運営の方針	2
(1) 施設の目的	2
(2) 西東京市が目指す保育(保育の質のガイドラインより)	2
(3) 西東京市立保育園の保育理念	2
2. 提供する乳児等通園支援の内容	3
3. 事業所の概要	3
4. 利用定員	3
5. 乳児等通園支援事業の職員について	4
6. 乳児等通園支援を行う日・時間並びに提供を行わない日・時間	4
7. 健康・安全管理のための取り組み	4
8. 非常災害発生時における対応について	6
9. 虐待の防止のための措置に関する事項	7
10. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて	7
11. 写真の撮影等について	8
12. 苦情、ご意見、要望等の窓口の設置について	8
13. 幼児教育・保育課からのお知らせ	8
(1) 利用者負担等	8
(2) 利用料・利用時間枠の扱い	8
(3) 自動車での送迎について	9
14. 園からのお願い	9
(1) 登降園・送迎について	9
(2) 送迎のルールについて	9
(3) ご家庭と園の連携について	10
(4) 贈答品等の禁止について	10
(5) 持ち物について	10

乳児等通園支援事業 重要事項説明書

けやき保育園が（以下「本園」という。）乳児等通園支援事業を運営するにあたり利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営の方針

- ・乳児等通園支援事業は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としています。
- ・本事業では、満3歳未満の未就園児が月10時間を上限に保育所等に通園します。
- ・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

(1) 施設の目的

本施設は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳幼児を日々受け入れ、適切な環境を整え指導し、健全な心身の発育を促すよう保育することを目的とする。

(2) 西東京市が目指す保育(保育の質のガイドラインより)

- * 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守ります。
- * 子どもたちの『今』を大切にし、明日への期待を育みます。
- * 一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にします。

(3) 西東京市立保育園の保育理念

- * 子どもたちの健全な心身の発達を図ります。
 - ・子どもたちの伸びてゆく可能性を大切にする。
 - ・保護者とともに、子どもたちが安全で情緒の安定した生活ができるように配慮する。
- * 保護者の就労や社会参加を支えます。
 - ・保護者との信頼関係を築き、子育てを支援する。
- * 地域の子育てを支援します。
 - ・保育園の特長を生かし、地域へ情報の提供や、子育て相談などの育児支援を行う。

2. 提供する乳児等通園支援の内容

本園は、保育所保育指針等に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

○支援の内容

《基本内容》

- ・保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用児童及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供します。
- ・良質な育成環境を整え、全ての子どもの健やかな育ちを支えます。
- ・利用児童は基本的に保育所の在園児と一緒に過ごします。

《特色》

- * いろいろなことに興味を持ち、友達と楽しく遊べる子
 - * 自分の思いを伝えられ、人の話も聴くことが出来る子
 - * 豊かな感性を持ち、生きる力のある子
- 子どもたちが毎日の生活や遊びの中でいろいろな経験をし、成長していく姿を見守ります。
 - 子どもたち一人一人の個性を大切にし、お互いを認め合う心を育てていきます。
 - 心も身体も健やかに育つよう保育の環境を整えます。

3. 事業所の概要

名 称	西東京市立けやき保育園
設置者	西東京市長
所在地	西東京市西原町四丁目5番96号
電 話	042-464-3822
構 造	鉄筋コンクリート造り 1階建
創 立	昭和55年4月1日

4. 利用定員

○年齢別利用定員（1枠あたり）

0歳	計
2名	2名

5. 乳児等通園支援事業の職員について

○ 職種、職員数

職 種	常勤	会計年度任用職員
園長	1人	
副園長	1人	
保育士	3人	1人程度
看護師	1人	
栄養士	1人	

6. 乳児等通園支援を行う日・時間並びに提供を行わない日・時間

○通常利用時間

通常利用時間	休業日
月曜日～金曜日 9時30分から12時 00分、14時00分 から16時30分	・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日）

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

※その他、市長が特別に必要と判断した場合、お休みになることがあります。その場合には、事前にお知らせします。

※利用については1回2時間半、週1回、曜日と時間帯は固定、月10時間まで（翌月への繰越不可）

7. 健康・安全管理のための取り組み

《健康管理》

西東京市では『保育所における感染症対策ガイドライン』などに基づき、子どもたちの健康と安全の確保に取り組んでいます。保護者の皆様が安心して預けられ、子どもたちも安心して過ごすことができるよう、発熱や咳などいつもと違う症状があった場合は、軽快したことを確認してからの登園再開にご協力をお願いします。次ページの「主な感染症」と診断された場合には速やかにご連絡ください。

主な感染症

病名	潜伏期間	主な症状	予防接種
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日	耳の下の腫れと痛み	有
水痘 (みずぼうそう) 帯状疱疹	14～16日	体に赤いポツポツができて水疱になり、やがてかさぶたになる	有
麻疹 (はしか)	8～12日	目やに、涙目、咳、高熱とともに全身に発疹がでる	有
風疹 (三日ばしか)	16～18日	発熱、身体にあわ粒大のうすい発疹ができる	有
百日咳	7～10日	特有な咳 (コン、コン、コンコンヒュー) がひどくなる。夜中は特にひどくなる	有
突発性発疹	9～10日	3日間程度の高熱の後、解熱するとともに紅斑が出現し数日で消える	
流行性嘔吐下痢症 (ロタ・ノロ・アデノウイルスなど) 感染性胃腸炎	12時間～14日	嘔吐、下痢 (ロタの場合白っぽい)、発熱、腹痛。脱水状態に陥りやすい	有 (ロタ)
病原性大腸菌感染症 (腸管出血性大腸菌感染症)	10時間～6日	腹痛、水様性下痢、血便	
インフルエンザ	1～4日	急な発熱、頭痛、のどや関節の痛み、鼻水が増え咳もひどくなる	有
溶連菌感染症	2～5日	発熱、のどの痛みや腫れ、全身に鮮紅色の発疹。腎炎を合併することがある	
RSウイルス感染症	4～6日	高熱、咳、のどの痛み	条件による
マイコプラズマ 感染症	2～3週間	しつこい咳、発熱、頭痛	
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	かぜ症状の後、両頬に蝶翼系、四肢には網目状の紅斑が見られる	
手足口病	3～6日	手足の末端と口腔粘膜に水疱性発疹	
ヘルパンギーナ	3～6日	高熱、のどに水疱ができて痛い	
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	発熱、目が赤い、のどが赤く腫れる	
流行性角結膜炎	2～14日	目の充血、目やに	
急性出血性結膜炎 (アポロ病)	24時間～3日	目の充血、白目に出血がある	
ウイルス性肝炎	45～160日	発熱、だるい、嘔吐、下痢	
※伝染性膿痂疹 (とびひ)	7～10日	水疱やびらん、かさぶたが全身に次々と増える	
新型コロナウイルス 感染症	1～14日	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感など	

・ 予防接種

接種後は副反応が起こることがありますので、激しい運動を避け自宅で様子を観察していただくことをお勧めします。

・ 薬の取り扱いについて

西東京市立保育園では西東京市医師会との確認のもと、原則として薬はお預かりしておりません。

・ けがについて

日頃から事故防止や安全指導に努めていますが、子どもはその発達上の特性からけがの発生が多いといわれています。受診が必要なけがは、保護者に連絡した後、職員が付き添って近医に受診します。その後の通院につきましては、ご家庭での通院をお願いします。

・ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

傷害保険

(限度額) 死亡保障 300万円／後遺障害補償 300万円
入院日額 3,000円／通院日額 1,500円

《安全管理》

- ・ 出入口は原則、施錠し不審者侵入対策を行っています。
- ・ 月1回の防災・防犯の避難訓練を実施しています。
- ・ 防犯や見守りのために、カメラを設置しています。

8. 非常災害発生時における対応について

保育園では毎月避難訓練を実施し、災害時に備えています。大地震などの緊急を要する災害が発生した場合には（警戒宣言が発令された場合を含みます）園児の安全確保を最優先として対応します。

① 保育園開園中に災害が発生した場合の対応

- * 災害時に安全が確認できる場合は、原則として保育園に留まります。
- * 避難が必要な場合は、状況に応じて事前に想定した避難先に避難を行います。避難を行った場合は、保育園に避難先を示した貼り紙を掲示します。

② 園児の引き取りについて

- * 災害発生後は、速やかなお迎えをお願いします。ただし、お迎えに来ることが危険な場合（浸水被害や突風の発生など）は、安全な状況になってからのお迎えをお願いします。
- * 避難を行った場合には、避難先へのお迎えをお願いします。

③ 予定している避難先

田無第三中学校・東大農場

上記は予定の避難先です。震災による倒壊・火災の状況により変更します。

④ 保育園閉園中に災害が発生した（予想される）場合の対応

* 大地震や豪雨などの災害により、園舎に被害が生じるなど、安全なお預かりが出来ない場合には、やむを得ず臨時休園を行う場合があります。

* 台風や豪雨などの災害で、あらかじめ特別警報や避難準備指示がされている場合や鉄道の計画運休が発表されている場合、保育園の登園前に災害の発生が予見される場合につきましては、登園の自粛や臨時休園を行う場合があります。詳しくは、令和3年9月に策定した「西東京市内認可保育施設における豪雨災害等対応ガイドライン」をご覧ください。

* 臨時休園などを実施する場合は、市ホームページなどを利用して周知を行います。災害が発生した場合及び災害が予見される場合につきましては、登園前に開園状況の確認をお願いします。

豪雨災害等対応ガイドライン



9. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 「西東京市保育の質のガイドライン」に沿って適切な保育を行います。

- ・「西東京市保育の質のガイドライン」に基づいて、虐待の防止や不適切保育に関する研修を実施しています。
- ・保育の振り返りを行い、不適切保育を防止しています。

(2) 子ども家庭課と連携します。

- ・児童福祉法25条では支援や保護を必要とする児童を発見した者は、福祉事務所や児童相談所などに知らせなければならないという義務が規定されています。従って、保育園においてこのような児童を発見した場合は、子ども家庭課と連携し、児童の健康・安全を確保するための対応を図ります。

10. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知りえた秘密や個人情報等は法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。ただし、必要最小限の範囲において使用又は他の関係機関と共有する場合があることに承諾いただいています。

(1) 緊急時において、病院、その他関係機関に対し、緊急・災害カードのコピーを持参しそれに基づく必要な情報提供を行うこと。

(2) 保育の記録として職員が保育中に撮影した写真は、以下の目的に使用されること。

ア 保育園で発行するおたよりや掲示、園児の紹介などで使用し、また保育の様子を伝えるために使用すること。

イ 広報などのため園外へ提供する場合は、事前に保護者の同意を得ること。

11. 写真の撮影等について

園内でカメラ・ビデオカメラ・携帯電話・スマートフォン・ボイスレコーダー等を使用し、撮影や録音を行うことは禁止とさせていただきます。

12. 苦情、ご意見、要望等の窓口の設置について

保育についてだけでなく、園全体のこと、施設や環境のことなど何でもお気づきのこと、不快なこと、改善してほしいことなどございましたら、お知らせください(玄関にご意見箱と用紙を設置してありますので、ご利用ください)。

苦情、ご意見、要望等の受付担当者 副園長
解決責任者 園長

解決責任者は申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
園で解決できない苦情や問題については、幼児教育・保育課、または第三者委員会でもお受けいたします。

子ども若者部 幼児教育・保育課 TEL：042-452-6777
第三者委員会 西東京市権利擁護センター安心西東京
(西東京市社会福祉協議会内) TEL：042-497-5240

13. 幼児教育・保育課からのお知らせ

(1) 利用者負担等

○利用者負担

- ・ 1時間：300円
- ・ 1回：300円×2.5時間＝750円

※西東京市にお住まいの方は、減免制度があります。他自治体にお住まいの方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

※納付方法等詳細につきましては、初回面談の際にお伝えいたします。

(2) 利用料・利用時間枠の扱い

利用料・利用時間枠の扱いについては、「西東京市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）キャンセルポリシー」に基づき、以下のとおり取り扱います。

① キャンセルの場合

種別	事前連絡ありのキャンセル	無断キャンセル
	・当日の利用開始時間前までに連絡	・連絡なし ・当日の利用開始時間以後に連絡
利用料の支払い	発生しない	発生しない
利用可能時間の消費	消費しない	予約時間分を消費する

② 遅刻の場合

利用料の支払い	予約時間分
利用可能時間の消費	予約時間分を消費する

③ 早退の場合

利用料の支払い	予約時間分 ※
利用可能時間の消費	予約時間分を消費する ※

※お子様の急な体調不良等により、お預かりが難しいと園が判断した場合には、利用時間分の利用料の請求と利用時間枠の消費を行います。

■なお、お預かりが難しいと園が判断し、早退となった場合の利用料の請求・利用時間枠の消費については、30分単位での計算となります。

(3) 自動車での送迎について

西東京市の保育園では、自動車での送迎につきまして、原則禁止させていただいております。保育所等には送迎のための駐車場がないほか、近隣の方のご迷惑になる場合があります。ご理解、ご協力をいただいているところですが、徒歩、自転車又は公共交通機関による送迎をお願いします。なお、通行禁止区間の通行や、違法駐車等について、市及び保育所等では一切の責任を負えませんのでご了承ください。

14. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

(1) 登降園・送迎について

- ・登降園時は、ご自身のスマートフォンから二次元コードを読み取り、入退室の打刻を行ってください。
- ・利用時間より前に打刻することはできません。利用時間になってから打刻をお願いします。
- ・遅刻・欠席される場合はご連絡下さい。ご連絡がない場合、こちらから確認の連絡を入れさせていただきます。
- ・お迎えについては連絡帳に記載された方のみにお引渡しします。

(2) 送迎のルールについて

- ・玄関扉や門扉を開けたままにしないでください。
- ・西東京市の保育園では、自動車での保育園の送迎につきまして、原則禁止させていただいております。
- ・ベビーカーは玄関入口、手前右側にたたんで置いてください。
- ・自転車は、道路(保育園塀沿い)に置くか、園舎北側の保護者駐輪場に置いて下さい。

(3) ご家庭と園の連携について

- ・保護者の方との連携が子どもにとっての安心な保育につながります。ご心配なこと、分からないこと、育児に悩んでいること等はいつでも気軽に職員にお尋ねください。
- ・保育所での子どもの様子については、連絡帳または口頭により保育者からお伝えします。
- ・お子様の体調等については必ず登園時にお知らせください。
- ・怪我、発熱、嘔吐等、緊急時には保護者の方があらかじめ指定した連絡先に連絡します。いつでも連絡が取れる状態にしておいて下さい。
- ・私物については、破損・紛失の可能性があります、保障できませんので持参はご遠慮ください。ただし、日常生活用具についてはご相談ください。

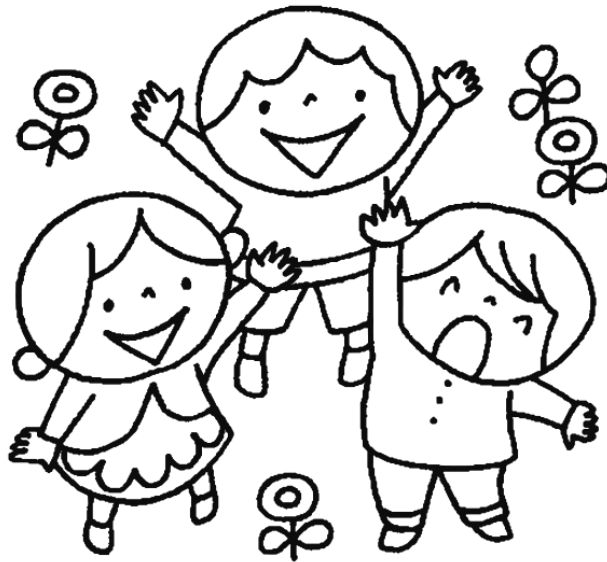
(4) 贈答品等の禁止について

地方公務員法西東京市職員規定8条の規定により、贈答品・金品の授受、並びに接待などの一切が禁じられています。

(5) 持ち物について

当日は次のものをご用意ください。持ち物には全て（洋服、靴下、紙オムツ等にも）はっきりとお名前を書いてお持ちください。

持ち物	備 考
(1) 着替え一式	1組（※下着、靴下、スタイ含む）
(2) オムツ	2枚程度（※使用済みの紙オムツは園で処分します。）
(3) ウエット ティッシュ	お尻拭き用
(4) タオル	ハンドタオル1枚、バスタオル1枚（※手拭き用、昼寝の際等に使います。）
(5) 水分	白湯または麦茶を飲みなれた入れ物（マグ、哺乳瓶等）に入れてお持ちください。 ※乳児等通園支援事業をご利用のお子さんには、食事(離乳食、ミルク含む)の提供はございません。
(6) その他	普段お使いの安心できるもの（おしゃぶり、タオル等）がありましたら、お持ちください。



西東京市立けやき保育園

地域子育て支援センター「けやき」

所在地 西東京市西原町四丁目5番96号

電話 042-464-3822